

本交渉議事録

- ① 日 付：平成 31 年 2 月 6 日
- ② 議 題：「2018 年度産別統一要求・職場改善要求申し入れについて」
- ③ 出席者：局 側：総務部長、職員課長、職員課長代理 等
組合側：執行委員長、副執行委員長、書記長 等

(局) それでは、ただ今から、「2018 年度産別統一要求・職場改善要求」についての交渉を始めさせていただきます。

本件については、平成 30 年 3 月 27 日に労働組合から申し入れを受け、6 月 11 日に当局から第 1 次回答として、給料などの本市全体の制度に関わる事項を除く、当局の職場環境等について、平成 31 年度予算などの関係から先行して回答を行い、7 月 12 日の小委員会交渉において、労働組合からの意見を伺ってきたところである。

本日は、先日の市労連との本交渉における「2018 年賃金確定要求に対する回答」及び当局における小委員会交渉を踏まえ、本市全体の制度に関わる事項について、第 2 次回答として回答を提示させていただきます。

<回答書手渡し>

回答内容については、担当係長から説明をさせていただきます。

なお、要求内容の読み上げについては省略させていただきますのでよろしく願います。

<回答書読み上げ>

以上が当局からの回答であるので、よろしく願います。

(組合) 2018 年 3 月 27 日の申し入れ以降、職場改善・組合員の勤務労働条件の改善に向け、水労として小委員会交渉を行うとともに、市労連においても交渉を行い、精力的に協議を進めてきた。

その上で、この間の交渉・協議を踏まえたものとして「2018 年度産別統一要求職場改善要求」について、第 2 次回答が当局より示されたところである。

回答についてであるが、賃金・諸手当に関する項目に関して、2012 年の給与制度改革以降、多くの組合員が昇給・昇格もできずに各級の最高号給の適用を長年受けている。労働組合としては、現行の給与水準を回復させた上で、組合員の勤務意欲向上につながるよう、昇給・昇格条件の改善を含めた総合的な人事・給与制度の構築を求

めてきたところである。引き続き、日々努力を重ねている組合員の頑張りや実績が報われるよう、総合的な人事・給与制度の構築を強く求めておく。

次に、人事考課制度の運用についてであるが、納得性に乏しいといまだに労働組合に声が届いている状況がある。われわれは、公務に馴染まない相対評価の導入自体合意しておらず、廃止を求めることに変わりはないが、制度が運用されている以上、公平性を確保するのは当然であると考えている。評価者の評価レベルを向上させ、制度上の運用での特例幅を広げるなど柔軟な対応も含めて、組合員が納得できる制度運用を求めておく。

また、異動に伴う交通費の支給方法の改善及び異動日についてであるが、2014年から水道局も市長部局に合わせた4月中頃となっている。この間何度も申し入れているが4月中頃の異動となれば、交通費の自己負担の課題が解消されない。本市全体でこの基準の見直しが進まないということで当局側も判断しづらいという状況も理解するが、事務・技術職員の異動に伴う交通費の支給方法の改善及び円滑な事務引継ぎに配慮できるよう、決算業務等で比較的繁忙となる4月異動は避け、従前の5月1日異動に戻すことも含め、再度の検討を要請しておく。

最後に労働条件等に関してであるが、まず労働時間に関しては、超過勤務の削減や年次休暇の取得促進などのワーク・ライフ・バランスの取組みにより、一定の改善が見られていることは評価できるが、一部では依然として超過勤務が高い水準にある所属も見受けられ、今後も年間総労働時間の短縮に向けた取組みを要望しておく。

また、休暇制度については、インフルエンザ等の3日無給の特例の取扱いや、育児参加休暇取得期間の延長、育児に関する職務免除の継続運用、子の看護休暇の対象範囲の中学校就学前までの拡大、LGBTなど、いわゆる性的に少数者とされている職員も事実婚の場合に取得できる休暇制度等を利用可能としたことは、一定、理解できる内容である。

次にハラスメントの課題について、あらゆるハラスメントは職場からなくすべきものであり、今後もハラスメント対策について取組みを進め、働きやすい職場環境に向けたさらなる改善を求めておく。

私からの第2次回答に対しての発言は以上とさせていただきます。

職場改善、組合員の勤務労働条件の改善は、申し入れの際にも述べたが、快適な職場環境づくりの取り組みを通じ、組合員の安全と健康、さらに福利厚生の実を確保していくことが、組合員の士気の向上につながり、ひいてはそのことが市民サービスの向上につながるものと考えている。今回の回答については、前進した課題や解消した課題もあるが、一部は不満の残るものとなっている。本日は、先の申し入れに対する今年度における現時点での到達点と受け止め持ち帰る事を判断させていただくが、当局においては、回答書に記載された内容で、引き続き対応するとされているものについては必ず実行することを要請しておく。

(局) ただいま 2018 年度職場改善要求について、さまざまなご意見を伺ったところであ

る。

当局としても、職員の労働条件を整備し、より働きやすい職場とすることは、水道事業の円滑な推進及びお客さまサービスの充実につながる大変重要なことと認識している。

本市水道事業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況が見込まれるが、今後とも働きやすい職場環境の整備に誠実に取り組んでまいりたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

それでは、2018 年度産別統一要求・職場改善要求についての交渉はこれで終了する。